

雇用関係の確認について

現場代理人等通知書（建設工事）、現場責任者等通知書（業務委託）、管理技術者等通知書（建築・建設コンサル）に記載する技術者等及び、公告に示す入札参加条件において配置を求める有資格者の雇用関係について、確認方法を下記のとおりとします。

●雇用期間

建設工事	区分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
	専任を要する主任技術者	参加申請をした日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること	開札日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること	見積書提出日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること
業務委託	専任を要しない主任技術者	開札日以前に雇用関係があること		
	監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐	参加申請をした日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること	開札日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること	見積書提出日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること
	現場代理人	開札日以前に雇用関係があること		
	業務委託において配置する現場責任者及び技術者等	開札日以前に雇用関係があること		
	配置予定有資格者	参加申請をした日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること	開札日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること	見積書提出日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること

●確認書類

直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものとして、下記いずれかの書類の写しを提出してください。ただし、必要項目（本人氏名、生年月日、事業所の所在や名称、資格取得年月日等のわかる部分、書類の発行年月日）以外の項目はマスキングをした上でご提出ください。

1. 監理技術者証
2. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
3. 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
4. 源泉徴収票
5. 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
6. その他公的機関の発行した書類で雇用関係が確認できるもの

上記1～6の書類の写しを提出できない場合は、所属会社の雇用証明書（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の提出を認めます。

★6. 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）において雇用関係の確認をする場合は、基準日は原則として、「確認（受理）通知年月日」とします。

ただし、「確認（受理）通知年月日」が同通知書中「資格取得年月日」から15日以内の日（初日参入）の場合には、「資格取得年月日」から雇用されていたものとみなすこととします。

●適用年月日

令和7年12月2日以降に入札公告または指名通知、見積依頼をする案件から適用します。